

令和8年度福岡市市民局地域防災課会計年度任用職員

（防災・危機管理専門員） 職務の概要

| | |
|---------|---|
| 採用予定人数 | 3人 |
| 応募資格 | <p>次の①～⑤の要件をすべて満たす人</p> <p>①消防吏員として概ね5年以上の実務経験を有する人又はそれと同等と認められる経験を有する人</p> <p>②普通自動車運転免許を有する人（日常的な運転に支障がない人）</p> <p>③パソコン操作ができる人（ワード・エクセル・パワーポイント等）</p> <p>④任用期間を通じて職務に従事することができる人</p> <p>⑤地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人は応募できません。</p> <p>【地方公務員法第16条(抄)】</p> <ul style="list-style-type: none">・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 <p>※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> |
| 職務の概要 | 1. 出前講座、防災講習等における防災等に関する教育及び訓練指導、啓発業務 2. その他付随する業務で所属長が必要と認める業務 |
| 勤務場所 | 福岡市役所 市民局防災・危機管理部 地域防災課 (福岡市中央区天神1丁目8番1号) |
| 勤務日 | 週5日（原則、月曜日から金曜日） 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休み ※業務上必要に応じて、土日祝日に勤務することがあります。 |
| 勤務時間 | 週27時間30分 原則、9時30分から16時00分まで（休憩時間60分） ※業務の実情に応じ、始業・終業時刻を変更する場合があります。 |
| 時間外勤務 | 有 |
| 給料 | 月額194,067円から205,465円（地域手当を含む）※令和8年度見込み ※採用日前10年間において、本市職員（会計年度任用職員や臨時の任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。 |
| 期末・勤勉手当 | 年間で給与の4.65月分（6月・12月に各期2.325月ずつ）を、在職期間等に応じて支給します。 |
| 交通費 | 条例、規程等に基づき別途支給します。（月55,000円まで） |
| その他諸手当等 | 条例、規程等の定めるところにより、時間外勤務手当などが支給されます。 |
| 休暇等 | 任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与します。 その他、育児、介護等に係る休暇制度があります。 |
| 社会保険 | 任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用があります。 |
| 公務災害 | 労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償されます。 |
| 服務 | 地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限） |
| その他の | <ul style="list-style-type: none">・給与支給日：毎月20日（ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月20日）・採用までに關係条例、規程等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。 |